

各所属長 殿

岐阜県警察本部長

若手警察官を対象とした柔道及び剣道訓練の実施について（通達）

警察官に採用され 3 年以内の者（以下「若手警察官」という。）に対する術科教養については、「若手警察官を中心とした術科教養の推進について」（平成 23 年 3 月 23 日付け教第 311 号。以下「旧通達」という。）に基づき推進しているところ、人材育成の充実強化を図るため旧通達による実施方法を見直し、平成 29 年 4 月 1 日から下記により若手警察官を対象とした柔道及び剣道訓練（以下「訓練」という。）を実施することとしたので効果的な運用に努められたい。

なお、旧通達は平成 29 年 3 月 31 日をもって廃止する。

記

## 1 目的

柔道及び剣道については、警察官に必要不可欠な職務技能の一つであり、安全かつ的確な職務執行のために、全ての警察官が現場で実戦的な技術を発揮できるよう平素から訓練を実施しておく必要がある。当県においては、「岐阜県警察術科訓練単位履修制度実施要綱」（平成 9 年 2 月 27 日付け教第 77 号）に基づき計画的かつ継続的な術科訓練を実施しているところ、特に若手警察官に対しては、初任科教養修了後においても継続的に訓練を行わせていくことにより、心身の錬成及び警察官としての誇りと使命感を醸成させることを目的とする。

## 2 実施要領

### (1) 訓練対象者

若手警察官とする。

### (2) 訓練指導員

原則として「岐阜県警察術科指導室の設置及び運用に関する要綱」（平成 27 年 4 月 6 日付け教第 281 号）に規定する術科指導室長又は術科指導室員とする。

### (3) 訓練実施日

「警察署のブロック制度の運用に関する要綱」（平成 8 年 3 月 14 日付け務第 206 号。以下「要綱」という。）で定めるブロック（以下「ブロック」という。）ごとに、おおむね 2 週間に 1 回実施するものとし、訓練日は警務部教養課長（以下「教養課長」という。）が指定する。

### (4) 訓練場所

原則として要綱に規定するセンター警察署の道場とする。

### (5) 訓練効果の検証

訓練の効果を検証するため、柔道及び剣道の個人試合を半年ごとに警察学校において実施する。

### (6) 補完訓練の実施等

#### ア 補完訓練の実施

訓練への参加が 6 か月間で 6 回以下の者には、補完訓練に参加させること。

補完訓練の実施については教養課長が別に示す。

イ 訓練期間の延長

訓練期間を終了する者で、補完訓練への参加指示が2回以上あるものは、訓練期間を延長するものとする。なお、訓練期間の延長は、当該訓練対象者が勤務する所属の長と教養課長が協議した上警務部長が決定する。

(7) 訓練対象者に対する関係教養の実施

柔道及び剣道における礼の重要性の理解の浸透を図り、警察官としての品位としつけを養成するため、指導員は、訓練の前後の時間を利用するなどしてしつけ教養等若手警察官の育成上必要とされる教養を実施すること。